

市議会議案第 15 号に対し、会派を代表し、意見を述べさせていただきます。

いわゆる「慰安婦」問題について、本件意見書と関わりのある範囲で、①当時の「時代背景」、②慰安婦問題から河野談話にいたるまでの経緯とその問題点、③問題解決は図られていなかったか、④アメリカなどの議会の決議文について、の 4 点に絞り、この意見書を可決することが、いかに未来に禍根を残すかを述べたいと思います。

まず 1 点目は、当時の時代背景についてです。現代の人権感覚からの是非はともかくとして、当時は、公娼制度が合法的に許されていた時代です。この事実を抜きにして、この問題を論じる事はできません。また当時の資料をみれば、女衞（ぜげん）と呼ばれる性風俗関係の仕事をする人身売買の仲介業の甘言に騙されたり、貧しさゆえに親に売られたというケースがあったことが推測されますが、その人身売買に軍や国が関与したという公式の記録は確認されてはいないのです。逆に記録があるのは軍が性病の蔓延などを防ぐため衛生管理を行っていたとか、慰安婦と呼ばれる方々に戦後多額の貯金が残っていたというものです。ですから、いわゆる慰安婦として働かざるを得なかった女性たちには、一部大変気の毒な境遇の方がおられたことは推測できますが、一部の方の例を拡大解釈し、その証言のみを鵜呑みにして、この問題に関して日本政府が最終的補償をすべきであるという理屈はおかしいのです。その時代、時代の背景があるわけですから、現代に生きる我々の認識で是非を論じることは、「誤りであり、傲慢である」と言えます。もし、この問題がどうしても倫理的に許せないということなら、現代の日本社会の性風俗店で働く外国籍の方々にも将来的に補償などを考えていかないといけないということになります。また、人権問題として戦前の「慰安婦」問題を取り上げるなら、旧ソ連の流れを汲むロシアやアメリカに、過去のシベリア抑留や無差別空襲、原爆投下の人権侵害も訴えねば筋が通りません。

次に、慰安婦問題から河野談話にいたるまでの経緯とその問題点について述べます。

そもそも、この慰安婦問題を国際的問題にしたのは日本人です。1983 年に吉田清治（せいじ）氏が済州島で「慰安婦狩り」を自ら行ったとする「私の戦争犯罪―朝鮮人強制連行」を出版しました。出版当時はたいして話題になることもありませんでしたが、その後反日活動家と考えられる団体が、こうした著書やその後この本を基に書かれた新聞記事などを根拠に政治運動を始動、それに旧社会党などがのっかって国を相手に裁判をはじめ、「強制連行」があっただどうだとの議論がなされたわけです。しかし、そもそも吉田氏の著書は何の歴史

的資料を基にして書かれたわけでもないことが徐々に分かり、後に吉田氏本人も著書が自身の作り話であったことを認め、この問題をあおり立てた朝日新聞も1997年に「吉田証言の真偽は確認できない」との記事を掲載しました。結果的には「強制連行」などは歴史の捏造であることが認められたのです。

しかし、こうした結論に至るまでの間に、日本国内の動きを見た韓国政府がこの「慰安婦問題」を外交カードに使ったのです。その圧力に屈して出されたのが、意見書で取り上げられている1993年の「河野談話」です。この談話は当時の官房長官の発言ではあるものの、閣議決定でも、国会決議でもありません。当時の官房副長官であった石原信雄氏によれば、当時の日韓の政治状況の中で「あの談話」が出されたとのこと。当時、時の韓国政府が「慰安婦の女性たちの名誉を尊重するために強制を認めて欲しい」と強く要請して来たため、日本側は「強制を認めさえすれば韓国側は慰安婦問題を未来永劫持ち出さない、経済的な賠償請求も起こさない」といった「暗黙の了解」があったと考え、かの談話を発表してしまったというのが当時の政治の裏側を知る人間の真摯な証言です。しかし、当時の政府の思いとは裏腹に、この談話が一人歩きし、アメリカなどの決議文の根拠や、今こうして再び国内の地方議会の意見書の根拠に使われるのですから、政治家の中途半端なリップサービスが後世に大きな禍根を残すということを我々は知っておかねばなりません。こうした意見書を安易に認めてしまうことは、過去のみならず、現在、そして、未来に生きる私たち子供を含めた日本人全員が、いわれのない、更なる不名誉な汚点を着せられる事につながるのです。

3点目、意見書では問題の早期解決を訴えています。国はこれまで何もしてこなかったのかということそうではありません。

まず、韓国との戦後補償問題は、1965年に締結された「日韓基本協定」第二条第一項において「両締約国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたことを確認する」となっており、この協定に基づき、日本は無償3億ドル、有償2億ドルを韓国に支払っています。戦争被害の個人補償は韓国内政干渉問題となり、主権の侵害に当たるので、国に対して補償をしたのです。

また、外務省のホームページには以下のような慰安婦問題に対する近年の政府の取り組みが紹介されています。

平成7年(1995年)7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に財団法人「女性のためのアジア平和国民年金」が設立されました。また、日本政府として、この問題に対する「道義的な責任を果す」という観点から、同年8月、アジア女性年金が所期の目的を達成できるように、そ

の運営経費の全額を負担し、募金活動に全面的に協力するとともに、その事業に必要な資金約48億円を拠出する等アジア女性基金事業の推進に最大限の協力を行っており、インドネシアにおける事業の終結を受け平成18年度をもって解散しています。

アジア女性基金は、各国の政府等が元慰安婦の認定を行っているフィリピン、韓国、台湾においては、既に高齢である元慰安婦個々人の意思を尊重し、「事業受け入れの意思を表す方」に対して事業を実施するとの基本方針の下、元慰安婦の方々に対し、国民の募金を原資とし日本国民の償いの気持ちを表す「償い金」をお届けするとともに、日本政府からの拠出金を原資とし元慰安婦の方々の医療・福祉分野の向上を図ることを目的とする医療・福祉支援事業を実施しています。その際、日本政府を代表し、この問題に改めてお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙が元慰安婦の方々に届けられています。

以上、国家として誠意を尽くした対応を既に行なっている事がお分かり頂けると幸いです。こうした事業の存在は示さず、これ以上どんな解決策をとれというのでしょうか。

最後に国連や各国の決議書の問題について。その発端であり今回の意見書の大きな論拠となっている2007年7月30日のアメリカ合衆国下院121号決議の内容は、明らかに事実の歪曲と捏造に満ちた「誤った歴史認識」に基づくものです。決議文は、「当時の日本政府が女性達に兵隊たちへの性行為を強制した」と断言し、「日本政府は、国際社会が提示した慰安婦に関する勧告に従い、現世代と未来世代を対象に残酷な犯罪について教育をしなければならない」とまで命令しています。こんな事実関係を見捨てた決議を根拠に問題解決を進めたらどうなるか、日本の未来を真剣に考えて判断していただきたい。

この決議案を下院に提出したのは、カリフォルニア生まれの日系三世であるマイク・ホンダ議員ですが、彼は1996年以降、下院に提出された慰安婦をめぐる対日非難決議案8件のうち、5件に関与しています。それだけでなく、彼は在米中国系反日団体の幹部から多額の政治資金を受け、カリフォルニア州議員から連邦下院議員に転じたことも判明しています。また、決議案の内容は、在米中国系反日団体の主張と酷似していることも指摘されています。こうした背景だけを見ても、マイク・ホンダ議員が元慰安婦とされる方々の人権侵害に胸を痛めて、決議案を出したわけではないことが分かるはずです。

整理しましょう。

今回のような意見書を出すことは、人権救済や平和の維持には繋がりません。本質をみればただの政治運動です。

かつては、強制連行説を訴えたグループが、その根拠がないと分かるや、一時の外圧に屈した河野談話を持ち出し、それだけでは根拠が弱いと感じれば、外国で一部の活動家のロビー活動によって作られた決議文も根拠にして、自民党の下野を契機に全国で運動を起こしているだけです。

そんな運動に、市議会の意見書を利用されていると感じます。談話や決議文の内容も精査することなく、それっぽく聞こえる事実の摘示や耳当たりのいい「人権救済」の言葉に踊らされて、のこのこと賛成するわけにはいきません。

本当に国際的な人権救済を追及するなら、先に述べた旧ソ連やアメリカの戦争犯罪を問い、日本国民が連れ去られた拉致問題を追及し、チベットやウイグルで中国共産党が行っていることを糾弾すべきです。しかし、今回のような意見書採択を求めるグループはそうした活動はしません。そこに欺瞞と一定の目的をもった政治的運動を感じるのは私だけでしょうか。

チェコの文学者ミラン・クンデラはその著書「笑いと忘却の書」の中で以下のように述べています。「一国の人々を抹殺するための最後の段階は、その記憶を失わせることである。さらにその歴史を消し去った上で、まったく新しい歴史を捏造し発明して押し付ければ、間もなくその国民は、国の現状についても、その過去についても、忘れ始めることになるだろう」。

私はこの言葉を非常に重く受け止めています。

私たち吹田新選会は、日本や地域の明日を支える人材をこの吹田の町から輩出しようと「教育」に力をいれて活動しています。「日本という国やそれぞれの地域・文化・歴史に誇りを持って、己の使命感を感じながら国や社会に貢献し幸福を感じる」そんな活力ある人材を育てたいと願う我々としては、根拠の乏しい誤った歴史認識をうえつけ、子供たちの誇りを奪うことに繋がるような意見書には、断固として反対します。

以上です。